

# 部活動の方針

平成31年2月

三原市教育委員会

## **【目次】**

### **本方針策定の趣旨等 … 1**

#### **1 適切な運営のための体制整備 … 1**

- (1) 部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

#### **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 … 2**

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 部活動用指導手引の活用

#### **3 適切な休養日等の設定 … 3**

- (1) 休養日及び活動時間の基準
- (2) 休養日及び活動時間の設定

#### **4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 … 4**

- (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置
- (2) 地域との連携等

#### **5 学校単位で参加する大会・行事等の見直し … 5**

- (1) 参加する大会・行事数の上限
- (2) 参加する大会・行事等の精査

## 本方針策定の趣旨等

本方針は、義務教育である中学校の生徒にとって望ましい部活動実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

■ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、

(運動部)

生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること

(文化部)

生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること

■ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと

■ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

\* 「日本型学校教育」・・・日本では、教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的行うことが特徴となっている。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・行事日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・行事参加日等）を作成し校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材を活用することに努める。
- ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部人材の活用状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、県教育委員会と連携し、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の情報を積極的に発信する。
- カ 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び文化庁が平成30年2月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の見地から、休養を適切に取る

ことが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。

特に、運動部顧問は、過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解すること。

部活動顧問は、生徒の体力・芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた効果的・効率的なトレーニングや練習の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

文化部顧問は、文化活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引きを活用して、適切な指導を行う。

# 3 適切な休養日等の設定

## (1) 休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

### ア 休養日

#### ■ 学期中

週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会・行事参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

## ■ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

### イ 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

## (2) 休養日及び活動時間の設定

校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3(1)の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

# 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

## (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあることや、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動、文化の機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、レクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく運動、芸術文化活動等に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定競技・分野の部の活動ができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒で構成した合同部活動等の取組を推進する。

## (2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域

のスポーツ団体等各種団体との連携，保護者の理解と協力，民間事業者の活用等による，学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った，学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 教育委員会は，学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については，生徒がスポーツ，芸術に親しめる場所が確保できるよう，学校施設の開放を推進する。

ウ 教育委員会及び校長は，学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育，スポーツ，芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で，こうした取組を推進することについて，保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会・行事等の見直し

### (1) 参加する大会・行事数の上限

教育委員会は，週末等に開催される様々な大会・試合・行事に参加することが，生徒や顧問の過度な負担とならないよう，県教育委員会の要請に基づき大会等の統廃合等に取り組む。

また，各学校の部が参加する大会・行事数の上限は，以下を目安とする。

#### 【運動部】

各学校の運動部が参加する大会は，学校体育団体の主催若しくは共催する大会を基本とする。

それ以外の大会への参加については，スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ，生徒の教育上の意義や，生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して，実態に応じて各学校において定めることとする。

#### 【文化部】

各学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し，生徒の教育上の意義や，生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して，実態に応じて各学校において定めることとする。

### (2) 参加する大会・行事等の精査

校長は，上記の目安等を踏まえ，参加する大会・行事等を精査する。